

中山間地域等直接支払交付金
令和7年度市町村別の取組実績

市町村名	協定数	交付金額	交付面積			(参考) 令和6年度実績		
				基礎単価 面積	体制整備 単価面積	協定数	交付金額	交付面積
		千円	ha	ha	ha		千円	ha
	(1)					(1)		
京 都 市	29	27,910	225	44	181	31	29,150	235
京 田 辺 市	4	4,917	29	29	0	4	5,980	36
木 津 川 市	1	2,808	21	0	21	0	0	0
宇 治 田 原 町	2	810	9	9	0	2	1,012	9
和 束 町	12	3,539	36	36	0	13	3,774	39
精 華 町	1	1,069	8	8	0	2	1,600	12
南 山 城 村	3	1,114	7	7	0	3	1,296	8
亀 岡 市	19	41,256	186	6	180	20	43,202	197
	(1)							
南 丹 市	85	77,721	749	20	729	76	73,680	708
	(1)					(1)		
京 丹 波 町	67	116,815	883	201	682	69	108,655	909
福 知 山 市	60	106,160	749	421	328	63	121,385	867
舞 鶴 市	39	36,694	282	131	151	44	36,581	311
綾 部 市	58	73,093	796	578	218	60	83,838	805
宮 津 市	30	34,990	228	48	180	32	38,102	255
	(1)					(1)		
京 丹 後 市	46	62,746	360	15	345	49	68,403	392
伊 根 町	1	22,890	86	0	86	12	15,992	85
与 謝 野 町	4	63,339	340	0	340	17	53,147	343
	(4)					(3)		
合 計	461	677,870	4,994	1,553	3,441	497	685,798	5,211

備考

- (1) 協定数の上段()書きは、個別協定で内数 (注)協定とは農地の管理方法、役割分担、交付金の使用方法などを取り決めたもの
- (2) 合計数値は、四捨五入の関係で内訳の計と一致しない場合がある
- (3) 基礎単価面積とは、水路・農道等の管理活動、耕作放棄地の発生防止等最低限の農地管理活動に取り組む場合の単価の交付がされた面積
- (4) 体制整備単価面積とは、基礎単価の交付要件に加え、農用地等保全マップの作成と活動の実践、機械・農作業の共同化、高付加価値型の農業の実践、集落営農組織の育成など積極的な活動に取り組む場合の単価が交付された面積